

準備宿泊のしおり

準備宿泊の申請可能な期間

令和8年6月22日(月)～



大熊町

原子力災害現地対策本部

1.準備宿泊の申請対象区域

対象区域(令和8年6月22日立入規制緩和)

下野上1区、野上2区

熊2区、熊3区の一部

熊3区、町区の一部

2.準備宿泊の申請に向けた事前の確認

自宅

電気

ガス

上水道・下水道・浄化槽

ごみ

3.準備宿泊(事前申請・届出・宿泊開始～終了まで)

準備宿泊の事前申請と届出

積算線量計の受取

準備宿泊中

準備宿泊の終了

4.注意事項、その他

道路

有害鳥獣

農作物の栽培

防犯対策等

災害が発生した場合

火の取扱い

住宅支援

放射線リスクコミュニケーション相談

5. その他お問い合わせ先

別紙をご覧ください。

1.準備宿泊の申請対象区域

準備宿泊とは

認定特定帰還居住区域であって、一定の要件を満たしており、避難指示が解除された場合に円滑に生活を再開できるよう、自宅の清掃等の帰還準備に必要不可欠とする区域において、住民等の宿泊を可能とするものです。

<一定の要件>

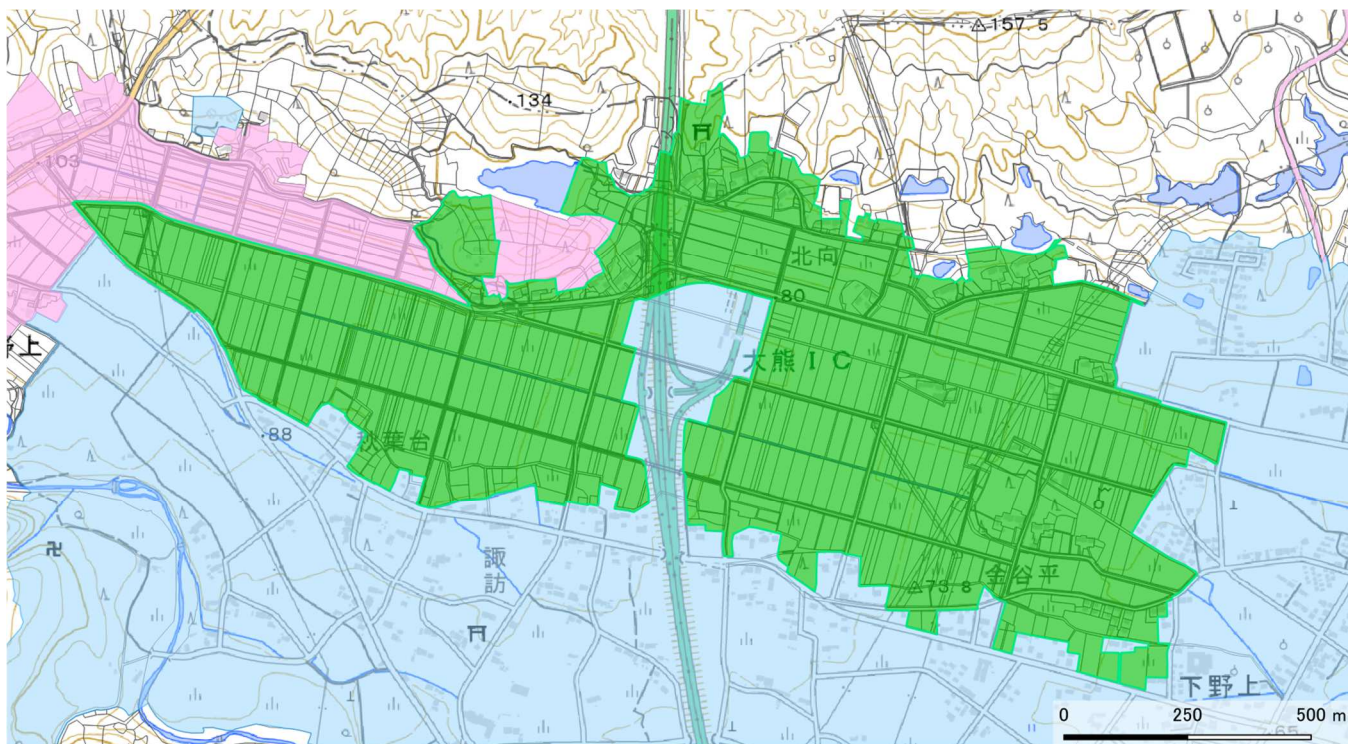
- (1) 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラが概ね復旧していること。
- (2) 子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗していること。

今回、準備宿泊の申請を可能とする対象の区域は地図(緑色の部分)のとおりです(令和 8 年 6 月 22 日立入規制緩和)。準備宿泊に当たっては、事前に環境対策課まで申請いただき、大熊町・内閣府原子力災害現地対策本部が上記要件を確認の上で、宿泊が可能となります。

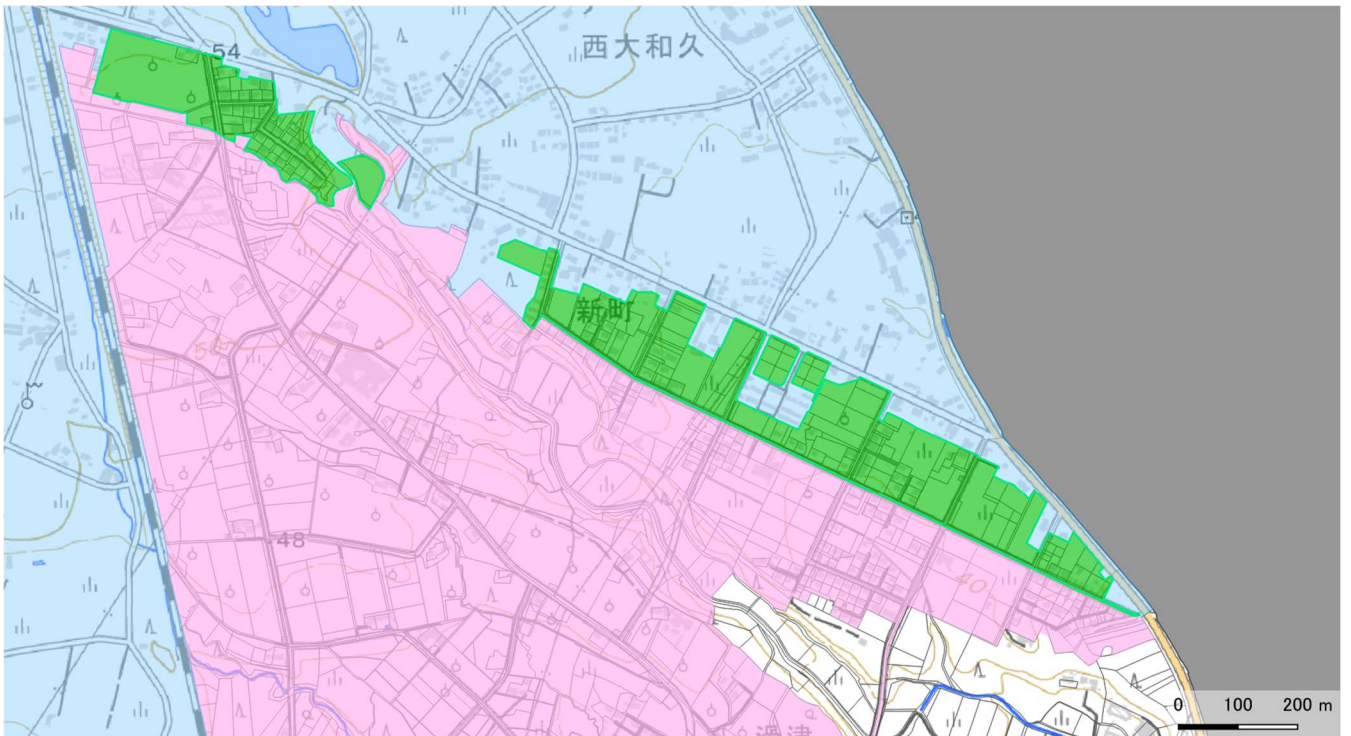
※当該区域はバリケードが無くなり、自由に立入できるようになります。

※区域境の変更により新たにバリケードが新設される箇所があるのでご注意ください。

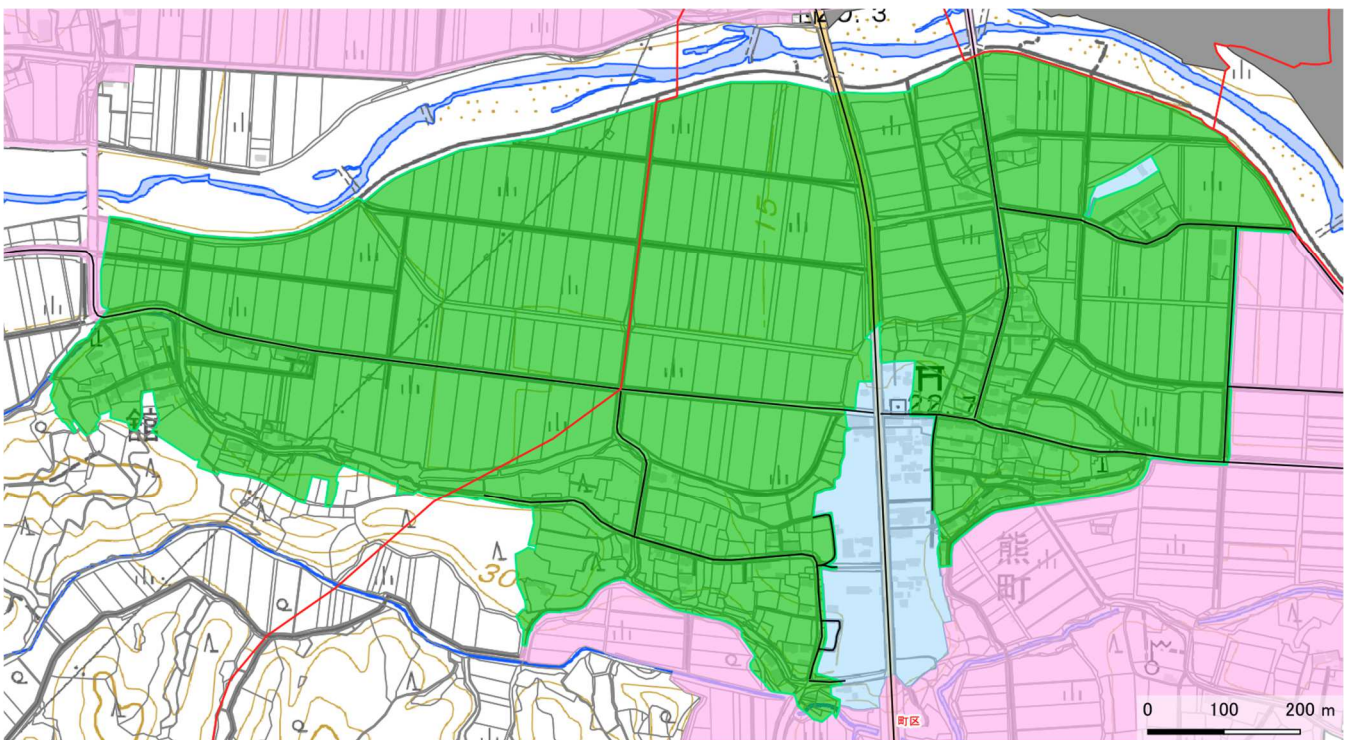
【下野上1区、野上2区の一部】



【熊2区、熊3区の一部】



【熊3区、町区の一部】



2. 準備宿泊の申請に向けた事前の確認

下記項目を必ずご確認ください。

◆自宅

- 宿泊を開始される前に、ご自宅の状況を確認してください。
- 宿泊が難しいと考えられる場合や不安を感じる場合は無理せず宿泊を控えてください。
- ご自宅周辺の放射線量が気になる場合は町でも線量測定等していますので、下記までご相談ください。

環境対策課 廃炉・放射線対策係 0240-23-7823(受付時間：平日 8:30～17:15)

◆電気

- 電気の使用再開を希望する方は、個別に電気事業者にお申し込みください。
- ご自宅の状況によって、電気設備の点検や修繕が必要な場合がありますので、電気事業者にご確認ください。

東北電力コールセンター0120-175-655(受付時間：平日 9:00～20:00 土曜日：9:00～20:00)

◆ガス

- 町内でのLPガス使用は、直接販売店にお申し込みください。
- 町内ガス事業者はイワタニ東北(株)双葉営業所 0240-32-5033
- その他近隣の販売店はLPガス協会HPをご覧ください。

◆上水道(井戸水)・下水道・浄化槽

- 使用再開を希望される方は、立ち合いが必要となります。
- 上水道、下水道の使用開始は、双葉地方水道企業団にお申込みください。
- ご自宅が浄化槽の場合は使用可能かどうか専門業者に設備点検を依頼してください。

双葉地方水道企業団 0240-25-5323 (受付時間：平日 8:30～17:15)

○井戸水の再使用については、水質の悪化や、飲み水に適さない場合があるため、設備及び水質の確認をしてください。水質に関するご相談は下記までご連絡ください。

相双保健福祉事務所 衛生推進課 0244-26-1363(受付時間：平日 8:30～17:15)

◆ごみ

○避難指示解除されていないゴミステーションに出す場合は、環境省が回収しますので分別して任意の袋に入れて捨ててください。

○避難指示解除されたゴミステーションに出す場合は通常どおり指定のごみ袋を使用し収集日に捨ててください。

ゴミに関してのお問い合わせは下記までご連絡ください。

環境対策課 生活環境係 0240-23-7829(受付時間：平日 8:30～17:15)

3.準備宿泊（事前申請・届出・宿泊開始～終了まで）

◆準備宿泊の事前申請と届出

事前に申請いただき、大熊町・内閣府原子力災害現地対策本部が上記要件を確認の上で、宿泊が可能となります。

○準備宿泊をする方は、「1.準備宿泊の申請対象区域」に記載のとおり、環境対策課まで事前の申請を行ってください。大熊町・内閣府原子力災害現地対策本部が対象区域、インフラ等の要件を確認の上で、宿泊が可能となります。

○上記申請・確認の後、環境対策課へ電話をするか、もしくは窓口で準備宿泊の届出を行い、宿泊者、宿泊期間、連絡先等を連絡してください。

○親戚や友人も宿泊できます。年齢の制限はありません。

○1回の準備宿泊で認められる期間は3週間以内となります。

○それ以降の期間の準備宿泊も希望される場合は、再度、届出や積算線量計の受取を行ってください。

また、申請された準備宿泊の情報については、防犯防災の観点から警察や消防、関係機関等に共有させていただきます。下記までご連絡ください。

環境対策課 廃炉・放射線対策係 0240-23-7823(受付時間：平日 8:30～17:15)

◆積算線量計の受取

○準備宿泊期間中の積算線量の計測のため、準備宿泊者全員分の積算線量計の貸出を行います。世帯代表者の方は、準備宿泊の開始日当日に大熊スクリーニング場にて、積算線量計を受領してください。

○準備宿泊中は、積算線量計を常に携帯してください。携帯電話に近づけると、誤作動を起こすため離して装着してください。

大熊スクリーニング場(大熊町大字熊字新町 54-1 旧大熊町文化センター跡地駐車場)

070-4573-8870(受付時間：9:00～18:00)

◆準備宿泊中

- 宿泊は、極力複数人で行ってください。
- 携帯電話を必ず携帯してください。
- ご家族やご友人に準備宿泊をしている旨お伝えください。
- 身分を証明できるもの(免許証等)を携帯してください。
- 外出時(特に夜間)は、ご注意ください。
- 体調不良などが発生した場合は宿泊を終了してください。
- 住民の安全確保の観点から必要に応じて準備宿泊の状況をお伺いさせていただくことがありますのでご了承ください。

◆準備宿泊の終了

- 電気やガス、戸締り等の確認をお願いします。
- 大熊スクリーニング場で、積算線量計を返却し、線量通知書を受領してください。積算線量計測定結果については、個人を特定できない形でデータの公表や関係機関でのデータ共有を含めて活用させていただきます。
- 環境対策課廃炉・放射線対策係へ準備宿泊終了と線量通知書の数値のご連絡をお願いします。

環境対策課 廃炉・放射線対策係 0240-23-7823(受付時間：平日 8:30～17:15)

4.注意事項、その他

◆道路

- 除染作業や工事などのため、大型車両の通行や交通規制等があるので、十分注意して通行してください。特に、夜間の通行には十分注意してください。
- 道路について、不具合等がありましたら下記までご連絡ください。

町道の場合：復興事業課 建設係 0240-23-7019(受付時間：平日 8:30～17:15)

農道の場合：農業振興課 農林土木係 0240-23-7138(受付時間：平日 8:30～17:15)

◆有害鳥獣

- 有害鳥獣がご自宅の周辺にいる恐れがあります。(特に夜間)
- 有害鳥獣を見かけた場合は、刺激をしたり近づいたりしないようにしてください。
- 捕獲や駆除等のご相談は、下記までご連絡ください。

◆農作物の栽培

- 特定帰還居住区域及び帰還困難区域については、町による試験栽培・実証栽培を行い安全性が確認できるまで、農作物を栽培することはできません。自己消費野菜の場合でもできません。また、家畜の飼育もできません。下記までご連絡ください。

農業振興課 農政係 0240-23-7137(受付時間：平日 8:30～17:15)

◆防犯対策等

○町では防犯対策として下記事業を行っています。

○町内24時間パトロールの実施

○現在、町では防犯灯の設置や修繕を実施しています。(防犯灯が切れている等見つけた場合はご連絡ください。)

○犯罪抑制のため、ご自宅用防犯カメラ設置の助成がありますのでご利用ください。

◆災害が発生した場合

○災害が発生した場合は、緊急速報メール、防災行政無線等で情報を発信します。

また、希望する方へ防災行政無線個別受信機の貸出をしていますので、ご自宅に設置する場合は環境対策課窓口までお願いします。

○避難する場合は、大熊町役場庁舎に避難してください。

また、事前に大熊町津波・土砂災害ハザードマップ等で、ご自宅周辺状況を確認してください。

◆火気の取扱い

○特定帰還居住区域及び帰還困難区域は、屋外で火は使用できません。

準備宿泊の場合も同様です。

たばこや線香等、火の取扱いについては特に気をつけてください。

また、ご自宅に住宅用火災報知器を設置していない場合は、消防法によって設置が義務付けられています。火災報知器と消火器購入については、助成がありますのでご活用ください。

環境対策課 消防交通係 0240-23-7831(受付時間：平日 8:30~17:15)

◆住宅に関する支援

○ご自宅の帰還準備のため、住宅の修繕にあわせて清掃費（世帯1回のみ）を補助しています。下記までご連絡ください。

生活支援課 住宅関連補助受付 0120-985-533(受付時間：平日 8:30~17:15)

◆放射線リスクコミュニケーション相談窓口

○長崎大学の協力で大熊町役場健康保険課に放射線リスクコミュニケーション相談窓口を開設しています。放射線に関する健康不安や心配など支援を行っています。

下記までご連絡ください。

健康保険課 保健衛生係 0240-23-7419(受付時間：平日 8:30~17:15)

5.その他問い合わせ先

双葉警察署 0240-22-2121 もしくは 110

富岡消防署 0240-22-2119 もしくは 119

環境省浜通り南支所 0240-25-8993 ・浄化槽汲取り(特定帰還居住区域で1回限り)
 ・環境省除染に関するお問い合わせ

大熊町片付けごみサポートセンター0120-50-8832(帰還困難区域ごみ回収依頼)

東京電力福島復興推進室 080-6847-2994

※帰還困難区域で自宅がある場合のみ。進入路草刈、片付けサポート

